

平成27年10月銚子市教育委員会定例会会議録

1 日 時

平成27年10月30日(金)

午後3時00分 開 会 午後3時36分 閉 会

2 場 所

銚子市役所付属棟第二会議室

3 出席委員

委員長	八 角 憲 男
委 員	鈴 木 猛 志
委 員	松 尾 順 子
委 員	大八木 鷹 次
委 員	石 川 善 昭

4 出席職員

教育部長	青柳 清一	参事(教育総務課長事務取扱)	石橋多加士
学校教育課長(兼学校給食センター所長)	遠藤 洋一	生涯学習スポーツ課長	浪川 秀樹
銚子高等学校学校長	早川 昌二	学校教育課課長補佐	向後 陽子
学校教育課課長補佐	宇野 聡	指導室長(兼小児言語指導センター所長)	佐野 久子
生涯学習スポーツ課長補佐(兼青少年文化会館長)	柴 紀充	ジオパーク推進室長	玉崎 雄三
生涯学習スポーツ課長補佐(兼体育館長)	飯笹 博充	青少年指導センター所長	草野 元良
市民センター所長	鈴木由美子	公正図書館長	林 宏美
銚子高等学校事務長	高森 良文	学校教育課指導主事	澁谷 義範
学校教育課指導主事	石松 義輝	教育総務課指導主事	本田 拓二

5 議題等

議案第40号 平成27年度末及び平成28年度銚子市立高等学校教育職員人事異動方針について

議案第41号 銚子市心身障害児就学指導委員会規則の一部を改正する規則制定について

議案第42号 銚子市青少年文化会館管理規則の一部を改正する規則制定について

6 議事の内容

【委員長】 開会宣言 午後3時00分

ただいまより、平成27年10月銚子市教育委員会定例会を開会いたします。

では、直ちに本日の会議を開きます。

【委員長】

はじめに、前回会議録の承認についてお諮りいたします。

9月29日に開催いたしました平成27年9月教育委員会定例会及び、10月1日に開催いたしました平成27年10月教育委員会臨時会の会議録を事前にお配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

【委員長】

ご異議ないものと認めますので、当該会議録について承認いたします。

【委員長】

それでは、教育委員会に関する報告をしていただきます。

教育長からお願いします。

【教育長】

お手元にお配りした資料に沿って、前回の教育委員会定例会以降の報告をさせていただきます。

まず1点目ですが、9月30日に第3回市内定例校長会議を実施いたしました。それぞれ指導関係、管理関係から説明をし、私のほうからは不祥事の防止、中学校の再編、9月議会について説明をしました。

続きまして2点目、3点目ですが、10月1日に教育委員の皆様ご出席のもと、鈴木教育委員任命式を市長室で行いました。その後、臨時教育委員会会議を開催し、教育委員長に八角委員、委員長職務代理に鈴木委員を選出していただきました。

4点目ですが、10月2日に第4回管内教育長会議が開催されました。主に北総教育事務所管理課から県内でたくさん生じております不祥事の根絶の取組について、さらには明日実施をされます、県内の管理職選考について説明がありました。

5点目ですが、10月4日に第11回銚子マリーナトライアスロン大会が銚子マリーナ特設会場にて開催されました。524名が参加をいたしました。

続きまして学校訪問に係る報告でございます。6点目、7点目、10点目、12点目、14点目、15点目、17点目、18点目、21点目、22点目に記載されているとおり、それぞれ学校訪問を実施し、ご覧の委員さんにご出席をいただきました。

8点目ですが、10月7日に東総教頭会の研修会、研究大会が東総教育会館を会場として実施をされました。管内の全ての小中学校の教頭が参加をし、各校の実践発表の後、3つの分科会で6校の提案がありました。

9点目ですが、10月8日に猿田小学校の第3回懇談会を実施しました。町内会長さんをはじめ、地域の方、在校生の保護者、就学前の保護者、約30名のご出席をいただきました。平成29年3月をもって閉校ということでご了承をいただきました。これに沿って今後教育委員会として進めてまいりたいと考えております。

11点目ですが、10月11日に東総地区のPTAバレーボール大会が銚子市体育館を会場として開催をされました。東総管内の8校が参加し、旭第2中学校のPTA

が優勝をいたしました。

13点目ですが、10月14日に東総中学校特別支援学級卓球大会が開催されました。管内中学校全ての特別支援学級の在校生の交流の場としての大会でございます。

16点目ですが、10月17日に銚子市の文化祭の開会式が市民センターで開催され、八角委員長、大八木委員、松尾委員にご出席をいただきました。

19点目ですが、10月25日に銚子中央ライオンズ東総少年サッカー大会が豊里台多目的スポーツ広場を会場として開催されました。低学年は11月11日に開催され、25日は高学年の12チームが参加をされました。

20点目ですが、10月26日に10月の銚子市議会臨時会が開催されました。内容は銚子市消防庁舎電気設備工事請負契約締結についてでした。提案のとおり承認されました。

最後になりますが、28日、29日に平成26年度の決算の承認に関わる特別委員会が開催され、提案のとおり全ての案件について認定をいただいたところです。

以上で報告を終わります。

【委員長】

ありがとうございました。その他に教育委員に報告することがありましたらお願いします。

【鈴木委員】

10月1日に教育委員を再任することとなりましたので、今後ともよろしく願いいたします。

【委員長】

ありがとうございます。その他にはございませんか。

【委員長】

他に無いようですので、それでは、議事に入ります。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、先例にならい、大八木委員、松尾委員を指名します。

【委員長】

日程第2 会議時間の決定を議題といたします。

会議時間について、お諮りいたします。

本日の会議時間は、午後4時までといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【委員長】

ご異議ないものと認めます。

【委員長】

よって会議時間は午後4時までと決定いたしました。

【委員長】

日程第3 議案第40号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【委員長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

それでは議案第40号、「平成27年度末及び平成28年度銚子市立高等学校教育職員人事異動方針」について説明申し上げます。まず、資料の確認をさせていただきます。「議案40号」の議案書を含め、全部で4枚の資料がございます。1枚目が議案書、2枚目が「平成27年度末及び平成28年度銚子市立高等学校教育職員人事異動方針」、3枚目が千葉県の「平成27年度末及び平成28年度公立学校職員人事異動方針」、4枚目が昨年度と今年度の銚子市の方針及び今年度の千葉県公立学校の方針の比較表です。

委員の皆さまには、2枚目の27年度末及び28年度の銚子市の異動方針をご覧いただきながら、説明をお聞きいただきたいと存じます。

本方針は、平成27年度末の市立銚子高校教育職員の人事異動について、その基本方針を定めるものです。例年、市立銚子高校の人事異動は、県教育委員会の人事異動方針に準じて行われています。本年度の県の人事異動方針ですが、一般方針、実施要項とも、昨年度と大きな変更点はございません。よって、県に準じて策定する銚子市の異動方針につきましても、昨年度との大きな変更点はございません。

それでは、対照表をご覧ください。縦に3つの部分に分けてお示ししてございます。

中央が今回ご審議いただく市の異動方針、左側が今年度の県の異動方針、右側が昨年度の市の方針でございます。三つの方針を比較いたしまして、網かけの部分が、三者に違いのない部分、下線を施した部分が、他の方針と比較し、何らかの違いがある部分です。ご覧いただくとおわかりのとおり、まず、小中学校職員に関して説明している部分を削除いたしました。2つ目として、特別支援学校や定時制通信制高校職員について説明した部分を削除いたしました。3つ目として、新規採用者について説明している部分を削除いたしました。4つ目として、人事異動実施細目について、県に準ずることを示した一項を設けました。

議案40号の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【委員長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【松尾委員】

今の対照表の4番目の市の古いほうは「障害者について」と書かれており、新しいほうは「障害のある職員について」書かれています。これは何か言葉の使い方に変更すべき指定等があったのでしょうか。

【学校教育課長】

県の方針が変更されたことに準じて市の方針も変更を行ったところです。

【委員長】

他に質疑はありませんか。

他に質疑がないようですので、これをもって、質疑を終結します。

【委員長】

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【委員長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第40号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【委員長】

挙手全員であります。

よって、議案第40号は原案のとおり承認することと決しました。

【委員長】

続きまして、日程第4 議案第41号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【委員長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

それでは、議案第41号をご覧ください。議案第41号「銚子市中心身障害児就学指導委員会規則及び銚子市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則制定について」提案理由をご説明いたします。

平成24年7月に中央教育審議会から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」の報告がなされました。その報告の要旨は、「障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み」を構築すること等でありました。その報告の中で、就学相談、就学先決定の在り方について、就学先決定の仕組み、そこには就学指導委員会という名前を教育支援委員会といった名称変更とすることが適当であるというような内容も含まれます。また、今まで就学指導委員会は就学先の決定だけだったのですが、それだけではなく、その後も継続した、一貫した支援の仕組みを整えることが提言されています。また、その報告を受け、学校教育法施行令の一部改正がなされました。また、それに伴い、千葉県教育委員会は「千葉県心身障害児就学指導委員会規則」を廃止し、新たに「千葉県教育支援委員会規則」を制定しました。

それらを受けて、市教育委員会も「心身障害児就学指導委員会」の名称及び事務内容を見直し、改正するものであります。詳細な点につきましては、新旧対照表をご覧ください。

「銚子市中心身障害児就学指導委員会規則」の題名を「銚子市教育支援委員会規則」

と改めます。第1条では、「心身に障害のある児童、生徒（以下心身障害児という。）」を「障害のある児童生徒等（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第4条に規定する児童生徒等をいう。以下同じ）」に、「適正な就学指導を適正かつ継続的な教育的支援」に、また、「銚子市中心身障害児就学指導委員会」を「銚子市教育支援委員会」に改めます。第2条では、就学の判定のみであった事務に、「その後の支援について助言を行う」という文言を加えます。

次に、「銚子市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則」につきましては、別表第2（第5条第3項関係）の指導室の10番「心身障害児就学指導委員会」を「教育支援委員会」に改めます。

以上で、議案第41号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【委員長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【松尾委員】

やはり言葉のところなのですが、本則の第1条に「心身に障害のある児童、生徒」が「障害のある児童生徒等」に変更されていますが、障害のある児童生徒等について、何かしら医療機関等の第三者の判定が必要になったりするのでしょうか。

【学校教育課長】

ここで述べている心身に障害のある児童、生徒については、実際にはわれわれの行っている検査をもとに就学指導委員会にかけられるわけです。ですから、その検査の判定をもってということに実際にはなっています。

【委員長】

他に質疑はありませんか。

他に質疑ないようですので、これをもって、質疑を終結します。

【委員長】

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【松尾委員】

賛成の立場で意見を述べさせていただきます。話にあったように今の子供達の中で、見えないところで様々な学校へ行きづらいですとか、学校生活がしづらい等の悩みを抱えている子供達はたくさんいると思いますので。これによって幅広くそういった子供達へ教育委員会側がちゃんとした支援ができると保証されるのであればこの教育支援という言葉が相応しいと思いますし、私は賛成をいたします。

【委員長】

ありがとうございました。他に討論はございませんか。

【委員長】

他に討論はないようですので、これより採決をいたします。議案第41号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【委員長】

挙手全員であります。

よって、議案第41号は原案のとおり承認することと決しました。

【委員長】

続きまして、日程第5 議案第42号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【委員長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【青少年文化会館長】

では、議案第42号、銚子市青少年文化会館管理規則の一部を改正する規則制定についてご説明申し上げます。

お手元に銚子市青少年文化会館管理規則、新旧対照表が配布されていると思いますのでご覧ください。青少年文化会館の大ホール、中ホール等に備え付けの貸付器具に係る改正となります。内容としては3項目ほどございますので分けて説明いたします。

まず1つ目は、大ホールで使用するワイヤレスマイクロホンについてです。新旧対照表に該当部分を黒枠にしてありますのでご覧ください。左側の旧の部分にワイヤレスマイクロホンがございませぬ。拡声装置をお客様が利用される際、大ホールで使用するマイクロホンについてはケーブルマイクロホンが標準となっておりますが、ケーブルの場合は別料金をいただいております。一方、ワイヤレスマイクロホンの場合はオプションということで別料金をいただいております。ケーブル付きのマイクロホンは、ケーブルや差込プラグ部分などの劣化による故障が起りやすく、長期の維持管理をするには不利がところがありました。むしろ、故障の少ないワイヤレスのものを標準で使っていただいたほうが長期間の維持管理に有利であるため、この別料金の設定を廃止しようとするものです。このことで、拡声装置を使用される方は、丈夫で便利なワイヤレスマイクロホンも標準で選択できることとなります。

2つ目に、可搬型音響装置についてです。これはいわゆるポータブルミキサーと呼ばれるものです。お客様がマイクロホンや電子楽器、電子ピアノやギターなどを複数利用する時にこちらのスピーカーに拡声装置を接続する際、音の電気信号を一つにまとめる機械で、そのうち移動が可能なタイプのものです。

従前、8系統といたしまして同時に8本の音源を接続することができるものを貸付用として備えておりましたが、利用者の要望等もあり、元々会館側専用として備えていた3倍の容量を持つ24系統のものも新たに貸付器具に加えようとするものです。従前のものを区別するために小型、新たに加えるものを大型と表記し、その金額については容量の倍率から小型の3倍の3,240円としました。

残るもう1項目ですが、まず、新旧対照の右側、新のところに「ワイヤレスポータブルンプ」と表記されていますが、こちらは誤植で、正しくは「ワイヤレスポータブルンプ」

ルアンプ」でございます。訂正とお詫び申し上げます。こちらは、ワイヤレスマイクロホンと、一体化した受信装置、拡声装置がセットとなっており、よく野外などで利用される簡単に持ち運びができる拡声装置です。この装置も文化会館用に備え付けがありまして、それを利用者の利便のため、ワイヤレスポータブルアンプを中ホール貸付器具に加えようとするものです。

金額につきましては附属マイクロホンが1本であることから、2本附属する中ホール拡声装置の半分の1,080円としました。これにより、利用者は職員による操作によらず簡単に拡声装置を使用できるようになります。

以上で議案第42号の説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

【委員長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【委員長】

質疑ないようですので、これをもって、質疑を終結します。

【委員長】

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【委員長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第42号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【委員長】

挙手全員であります。

よって、議案第42号は原案のとおり承認することと決しました。

【委員長】

以上をもちまして、平成27年10月銚子市教育委員会定例会を閉会いたします。

銚子市教育委員会会議規則第51条の規定により署名する。

平成27年11月20日

署名委員 大八木 鷹 次

署名委員 松 尾 順 子